

# 学校における熱中症対策ガイドライン広島県立学校版

令和6年5月2日改訂版  
広島県教育委員会

## 1 本ガイドラインについて

### (1) 策定の目的

- 平成30年夏の記録的な高温などの影響による近年の熱中症の発生状況を踏まえ、環境省と気象庁は、有識者による「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」を開催し、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信について検討し、その結果を踏まえ、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報である熱中症警戒アラートを熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表をし、熱中症予防行動を効果的に促すこととされた。
- 環境省と文部科学省では、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校において実際に行われている熱中症対策の事例や判断の参考となる事項について調査やヒヤリングを行い検討の上、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成した。
- 県教育委員会では、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を参考として、県立学校において、熱中症予防対策に資する情報を適切に捉えて、生徒自らの行動につないでいくための学校安全の視点を踏まえた指導を各学校で行うことができるように、本ガイドラインを作成した。

(令和6年5月追記)

- 今般、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行(令和6年4月1日)されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったこと等を踏まえ、その内容を一部追記した(3 熱中症の予防策\_(2) 熱中症に係る安全管理及び安全指導の留意事項イ・ウの項及び参考資料)。

### (2) 文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」との関係

- 文部科学省作成の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」には、熱中症対策の基本となる事項が記載してあり、熱中症の対策を講じるための参考資料とすることができる。
- この内容を踏襲する形で、下記の点において、広島県版を整理する。
  - ・各項目のポイントとなる事項を、ピックアップして示す。
  - ・各校種の学習指導要領との関連を示す。
- 今後の更なる対策が必要な場合については、教科等との関連を踏まえた指導が必要であると考えられるため、事例を加えるなどして、内容を随時見直しながら、必要に応じて改訂をしていく。

## 2 熱中症とは何か

### (1) 熱中症とは

#### 熱中症は…

- ・ 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性がありますが。
- ・ 死に至る可能性のある病態です。
- ・ 予防法を知って、それを実践することで、完全に防ぐことができます。
- ・ 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

### (2) 熱中症はどのようにして起こるのか

- 私たちの体は、運動や体の営みによって常に熱が産生されるので、暑熱環境下でも、異常な体温上昇を抑えるための効率的な体温調節機能が備わっている。暑い時には、自律神経を介して末梢血管が拡張する。
- そのため皮膚に多くの血液が分布し、外気への放熱により体温低下を図ることができる。また汗をかくことで、「汗の蒸発」に伴って熱が奪われる（気化熱）ことから体温の低下に役立つ。汗は体にある水分を原料にして皮膚の表面に分泌される。このメカニズムも自律神経の働きによる。
- このように私たちの体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動すること、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウムなど）が失われるなどの脱水状態になることに対して、体が適切に対処できなければ、筋肉のこむら返りや失神（いわゆる脳貧血：脳への血流が一時的に滞る現象）を起こす。そして、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れてしまえば、体温が急激に上昇する。このような状態が熱中症である。（図 1）



図1 熱中症の起こり方（出典：環境省）

- 熱中症の発症には、環境（気温、湿度、輻射熱、気流等）及び体（体調、年齢、暑

熱順化の程度等)と行動(活動強度、持続時間、水分補給等)の条件が複雑に関係している。(図2)



図2 熱中症を引き起こす要因(出典:環境省)

### 3 熱中症の予防策

#### (1) 熱中症予防の原則

- |  |
|--|
| <p>ア 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと。</p> <p>イ 暑さに徐々に慣らしていくこと(暑熱順化)。</p> <p>ウ 個人の条件を考慮すること(個人の体調や状態の考慮)。</p> <p>エ 服装に気を付けること。</p> <p>オ 具合が悪くなった場合、早めの処置。</p> |
|--|

ア 「環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと」に関して

#### ○ 環境条件の把握

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなる。熱中症の危険性を予測するための環境条件の指標に「暑さ指数(WBGT。以下、「WBGT」とする。)」がある。WBGTは気温、気流、湿度、輻射熱を合わせたもので、暑さ指数 WBGT 計で測定する。

ただし、暑さ指数 WBGT 計がない場合は、乾球温度(気温)や湿球温度を参考にすることもできる。また、参考③に示したように、少なくとも気温と湿度を測定して、暑さに対し十分な注意を払うこと。あくまでも参考値としての活用しかできないことに留意する。

#### ○ 運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性は高くなる。環境条件・体調に応じた運動量(強度と時間)にする。暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れるようにする。激しい運動では休憩は30分に1回以上とることが望ましいとされており、強制的な運動は厳禁である。

○ 状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は、水分をこまめに補給する。汗からは水分と同時に塩分も失われ、汗で失われた塩分も適切に補うためには、0.1～0.2%程度の塩分（1Lの水に1～2gの食塩。ナトリウム換算で1Lあたり0.4～0.8g）を補給できる経口補水液やスポーツドリンクを利用するとよい。

体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減が2%を超えないように水分を補給する。

水分補給が適切かどうかは、運動前後の体重を測定すると分かる。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を測る習慣を身につけ、体調管理に役立てる。

イ 「暑さに徐々に慣らしていくこと」に関して

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生している。具体的には、梅雨明け直後など急に暑くなった時（例えば、WBGTが31以上になる時、「暑さ指数(WBGT)」に応じた注意事項等」のランクが前日と比べて、2ランク以上高くなった時（参考情報\_参考①））や合宿の初日に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生しやすい。これは体が暑さに慣れていないためである。

急に暑くなった時は運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間は、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運量を増やしていくようにする。週間予報等の気象情報を利用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成するとよい。

ウ 「個人の条件を考慮すること（個人の体調や状態の考慮）」に関して

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながる。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないようにする。運動前、運動中、運動後の健康観察が重要である。

エ 「服装に気を付けること」に関して

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響する。暑い時は、服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材のものが適切である。直射日光は帽子で防ぐようにする。

運動時に身に付けるプロテクターや防具等の保護具は、休憩時にははずすか、緩めるなどし、体の熱を逃がすようにする。

オ 「具合が悪くなった場合、早めの処置」に関して

暑いときは熱中症が起こり得ることを認識し、具合が悪くなった場合には、ただちに、必要な処置をとるようにする。

体育・スポーツ活動など学校生活の中で、具合が悪くなった場合には、すぐに活動を中止し、風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させる。

水分を摂取できる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給する。飲料としては、水分と塩分を適切に補給できる経口補水液やスポーツドリンクなどが最適である。ただし、水を飲むことができない、症状が重い、休んでも回復しない場合には、病院での治療が必要であるので、医療機関に搬送する。応答が鈍い、言動がおかしいなど重症の熱中症が疑われるような症状がみられる場合には、直ちに医療機関に連絡する。それと同時に、現場でなるべく早く冷やし、体温を下げることが重要である。

## (2) 熱中症に係る安全管理及び安全指導の留意事項

### ア 適切な措置

- ・ 熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能である。
- ・ 熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであるが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、暑くなり始めや急に暑くなる日などの体がまだ暑さに慣れていない時期やそれほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講じること。

### イ 気候変動適応法等の改正、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報について(令和6年5月追記)

- ・ 気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律(令和5年法律第23号)(以下「改正法」という)が可決・成立した。
- ・ 改正法では、熱中症対策実行計画の法定計画化、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)及び熱中症対策普及団体の指定の制度等が措置された。

＜法改正により措置された事項＞	
➢ 「 <b>熱中症対策実行計画</b> 」の法定計画化	} ・令和5年5月30日閣議決定
➢ 現行アラートを「 <b>熱中症警戒情報</b> 」に法定化	
➢ 「 <b>熱中症特別警戒情報</b> 」の創設	} ・ <u>熱中症対策推進検討会</u> において、運用に係る詳細について議論。 ・検討会での議論を踏まえ、省令、運用等に係る指針・手引きを整備。
➢ 市町村長による <b>指定暑熱避難施設</b> の指定	
➢ 市町村長による <b>熱中症対策普及団体</b> の指定	

図：気候変動適応法の改正の概要

- ・ 暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができる。
- ・ 同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート(暑さ指数予測値に基づき、前日17時及び当日5時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合(暑さ指数が33を超える場合)に発令)や熱中症特別警戒アラート(暑さ指数予測値に基づき、前日14時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合(暑さ指数が35を超える場合)に発令)の発令状況等も確認することができる。

#### ■環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

表：熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <b>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</b> 場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)  <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, <b>R5:1,232回</b>	気温が <b>特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</b> 場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)  <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内の <b>いずれかの</b> 暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が <b>33</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、 <b>全ての</b> 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <b>35</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合  (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日 <b>午後5時頃</b> 及び 当日 <b>午前5時頃</b>	前日 <b>午後2時頃</b> (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	<b>紫</b> (現行は赤)	<b>黒</b>

- ・ 域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無に係わらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であることに十分留意する。

#### ウ 指導資料

- ・ 文部科学省が作成している「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」などの資料や「熱中症環境保健マニュアル 2022」(令和4年3月改訂環境省)及び上述のWBGTを参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底する。
- ・ 「熱中症予防強化月間」等の取組も、その趣旨を踏まえて、熱中症予防に取り組むこと。

#### ■文部科学省

- ・ 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)
- ・ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・ 「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」  
[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03\\_h31.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf)

#### エ 体制づくり

- ・ 教育活動を行う場所に、気温計を設置するなど学習・活動環境の維持に努めるとともに、健康観察を適切に実施すること。
- ・ 熱中症が発生した場合の危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を整備し、応急措置を含めた体制作りを整備すること。

## コラム 暑さ指数を下げる対策

強い直射日光の下では、日射のない日陰に比べて暑さがより厳しくなります。太陽光の輻射熱により黒球温度が上昇し、暑さ指数も高くなります。夏季の晴天日には、日射を遮ることにより暑さ指数を下げるすることができます。日傘をさす、帽子をかぶる、日陰を選んで歩くなどの工夫が有効ですし、スポーツの場全体を屋根で覆うことにより、暑さ指数が大きく改善されます。また、風があると涼しく感じられ、黒球温度と湿球温度が低下することで、暑さ指数も低下します。居室などの風通しを良くすることで暑さ指数を下げるすることができます。

屋根付きのテニスコート（側壁は可動式で、半開放状態にて測定）のWBGT（暑さ指数）を8月に実測し、屋根による日射遮蔽効果がWBGT（暑さ指数）に及ぼす影響を検証しました。図1-19に示すように、WBGTの屋根有無の差（＝屋外WBGT－屋根付きWBGT）は、日射の強い日（時間帯）ほど大きく、最大で4～5℃（WBGT）に及びました。屋外コートではWBGT31℃以上（原則運動中止）の時間帯が1日に4～6時間ありましたが、屋根付きコートでは全くありませんでした。屋根付き運動施設の暑さ対策としての有効性を示すものです。



図1-19 屋外テニスコートと屋根付きテニスコートにおけるWBGT (2019年8月17日～19日)

(注) 8/17と8/18夕方(17-18時頃)の屋根付きコートのWBGTの上昇は、コート後方のフェンスに設置したWBGT計に西日が直接当たった(コート内には日差しなし)ためのアーチファクト(人工産物)。  
(提供: 中京大学 松本孝朗氏、加治木政伸、他、日生気誌 57:17-23, 2020 のデータより作図)

※環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」

## コラム 市民マラソンにおける熱中症

市民マラソンは夏以外に開催されることが多いのですが、多くの熱中症患者が発生しています。このため、主催者は環境条件を把握し、参加者に注意を促すとともに、水分補給の場を提供し、救急体制の備えを十分にする必要があります。市民マラソンについては表3-2のような指針がHughson（カナダ）によって提唱され、アメリカやカナダで用いられています。

表3-2 市民マラソンのための指針 (Hughson,1983)

暑さ指数 (WBGT)	危険度	警告
28℃～	きわめて高い	ペースを十分落としても不快が起こる。競技を行ってはならない
23～28℃	高い	ペースダウン トレーニング不足のものは中止
18～22℃	中程度	熱中症の徴候に注意し必要ならペースダウン
～18℃	低い	熱中症は起こりうるので注意が必要

(川原改変)

## コラム オリンピックと熱中症

2021年夏に開催された東京オリンピックは、史上最も暑いオリンピックになるのではないかと危惧され、熱中症予防が重要な課題でした。屋外競技では練習会場、競技会場に冷却のための氷、アイスバスが用意され、選手たちは、事前の暑熱順化や競技前のプレクーリング、競技中の冷却法などに工夫を凝らして参加しました。

熱中症が最も危惧されたのがマラソンでした。マラソンは東京で実施される予定でしたが、札幌市に変更されました。また、コース途中の救護所には直腸温計と冷却用のアイスバスが配備されました。例年、札幌市の気温は東京より4℃程度低いのですが、2021年はかつてないほど気温の高い日が続きました。そこで、マラソンは急遽スタートを1時間繰り上げて、6時スタートとなりました。女子マラソンは88人が出場し、15人が途中棄権しました。スタート時の気温25℃、湿度84%、ゴール時で29℃、湿度67%でした。男子マラソンは106人が出場し、途中で30人が棄権しました。スタート時の6時の気温は26℃、湿度80%、ゴール時は気温28℃、湿度72%でした。

観客の熱中症予防対策も課題でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大のために、ほとんどの競技が無観客となったため、大きな問題とはなりませんでした。

一定の熱中症患者は発生しましたが、関係者の努力や対策の実施により、熱中症による重症者は少なく抑えられました。選手の健康を守るため、また、選手が十分なパフォーマンスを発揮できるよう環境を整えることが大切です。

※環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」

### (3) 夏季における休業日等に係る留意事項

別添の関連規定を踏まえ、次のア～エまでを参考とし、適切に対応すること。

ア 各学校においては、空調設備等の整備状況等も加味しつつ、気象状況に注意し、児童生徒等の健康を最優先に考慮した上で、年間を通じた総授業時数の確保に留意し、必要に応じて、夏季における休業日の延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始の休業日の短縮又は土曜日における授業の実施等をはじめとした柔軟な対応を検討する。

イ 夏季休業期間中に予定されている児童生徒等の登校日等においても、当該日に係る気象予報等の情報に注意し、延期又は中止等の柔軟な対応を検討する。

ウ 検討に当たっては、5に示している参考情報や文部科学省作成の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」に掲載の資料等も参考にして、学校及び地域の実態等を踏まえて判断する。

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれていることに留意する。

## 4 学習指導との関連

学習指導要領本体には、「熱中症」の記載はないが、「健康、安全な生活」については、幼稚園段階の幼稚園教育要領において、ねらいとしてある内容であり、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校においても、これらの内容を踏まえて、発達段階に応じた指導を行い、子供たちの生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが示されている。

具体的な指導内容としては、中学校学習指導要領（平成29年告示）【保健体育編】解説編及び高等学校学習指導要領（平成30年告示）【保健体育編 体育編】解説編に「熱中症」に係る記載がある。

### 幼稚園教育要領（平成29年告示）

健康	〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕 1 ねらい (3) <u>健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。</u> <b>内容</b> (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。
----	--

## 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）

<p>第 1 章 総則</p>	<p>第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割</p> <p>(3)学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達<span>の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、<u>健康で安全な生活</u>と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれ<span>の特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて<u>健康・安全</u>で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</span></span></p> <p>第 5 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価等</p> <p>イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、<u>学校保健計画</u>、<u>学校安全計画</u>、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等<span>のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</span></p>
<p>第 2 章 9 節 体育</p>	<p>〔第 3 学年及び第 4 学年〕 1 目標</p> <p>(1)各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び<u>健康で安全な生活</u>や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。</p> <p>〔第 5 学年及び第 6 学年〕 1 目標</p> <p>(1)各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び<u>健康で安全な生活</u>を営むための技能を身に付けるようにする。</p>
<p>第 6 章 特別活動</p>	<p>第 2 各活動・学校行事の目標及び内容</p> <p>〔学級活動〕</p> <p>(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</p> <p>ウ 心身ともに<u>健康で安全な生活態度</u>の形成</p> <p>現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。</p> <p>〔児童会活動〕</p> <p>(1)児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営</p> <p>児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。</p> <p>(2)異年齢集団による交流</p> <p>児童会が計画や運営を行う集会等の活動において、学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い、交流を図ること。</p>

(3)学校行事への協力 学校行事の特質に応じて、児童会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に協力したりすること。
〔学校行事〕2 内容 (3) <u>健康安全・体育的行事</u> 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

## 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）

<p>第 1 章 総則</p>	<p>第 1 中学校教育の基本と教育課程の役割 (3)学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、<u>健康で安全な生活</u>と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第 5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、<u>学校保健計画</u>、<u>学校安全計画</u>、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p>
<p>第 2 章 第 7 節 保健体育</p>	<p>第 1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1)各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における<u>健康・安全</u>について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。 (2)運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。 (3)生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。</p>

第6章 特別活動	<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容</p> <p>〔学級活動〕2 内容</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全        工 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成        節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り<u>安全に行動すること。</u></p>
	<p>〔生徒会活動〕2 内容</p> <p>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営        生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。</p> <p>(2) 学校行事への協力        学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。</p> <p>(3) ボランティア活動などの社会参画        地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。</p>
	<p>〔学校行事〕2 内容</p> <p>(3) <u>健康安全・体育的行事</u>        心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p>

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説【保健体育編】

(4) 健康と環境	<p>ア 知識</p> <p>(ア) 身体の環境に対する適応能力・至適範囲</p> <p>㊦ 気温の変化に対する適応能力とその限界</p> <p>気温の変化に対する体温調節の機能を例として取り上げ、身体には、環境の変化に対応した調節機能があり、一定の範囲内で環境の変化に適応する能力があることを理解できるようにする。また、<u>屋内外での熱中症</u>や山や海での遭難などによる低体温症などを取り上げ、体温を一定に保つ身体の適応能力には限界があること、その限界を超えると健康に重大な影響が見られることから、気象情報の適切な利用が有効であることを理解できるようにする。</p> <p>イ 思考力、判断力、表現力等</p> <p>健康と環境に関わる事象や情報から課題を発見し、疾病等のリスクを軽減したり、生活の質を高めたりすることなどに関連付けて解決方法を考え、適切な方法を選択し、それらを伝え合うことができるようにする。</p> <p>〈例示〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康と環境に関わる原則や概念を基に、収集した情報を整理したり、習得した知識を個人生活と関連付けたりして、自他の課題を発見すること。</li> </ul>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体環境に対する適応能力・至適範囲について、習得した知識を自他の生活に適用したり、課題解決に役立てたりして、<u>熱中症</u>などになるリスクを軽減し、健康を保持増進する方法を見いだすこと。</li> <li>・飲料水や空気の衛生的管理や廃棄物の衛生的管理について、習得した知識と自他を取り巻く環境とを関連付けたり、整理したりして、疾病等にかかるリスクを軽減し健康を保持増進する方法を選択すること。</li> <li>・健康と環境について、課題の解決方法とそれを選択した理由などを、他者と話し合ったり、ノートなどに記述したりして、筋道を立てて伝え合うこと。</li> </ul>
--	--

## 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）

<p>第 1 章 総則</p>	<p>第 1 款 高等学校教育の基本と教育課程の役割</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、<u>健康で安全な生活</u>と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて<u>健康・安全で活力ある生活</u>を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第 6 款 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等</p> <p>イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、<u>学校保健計画</u>、<u>学校安全計画</u>、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p>
<p>第 6 節 保健体育</p>	<p>第 1 款 目標</p> <p>体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における<u>健康・安全</u>について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>

第6章 特別活動	<p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 〔ホームルーム活動〕</p> <p>オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <p>節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り<u>安全に行動すること。</u></p>
	<p>〔生徒会活動〕</p> <p>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営</p> <p>生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。</p> <p>(2) 学校行事への協力</p> <p>学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。</p> <p>(3) ボランティア活動などの社会参画</p> <p>地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。</p>
	<p>〔学校行事〕2 内容</p> <p>(3) <u>健康安全・体育的行事</u></p> <p>心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p>

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説【保健体育編 体育編】

<p>第1章総説 第2節 各科目の目標及び内容 「保健」 (2) 安全な社会生活</p>	<p>ア 知識及び技能</p> <p>(1) 応急手当</p> <p>◇日常的な応急手当</p> <p>日常生活で起こる傷害や、<u>熱中症</u>などの疾病の際には、それに応じた体位の確保・止血・固定などの基本的な応急手当の方法や手順があることを、実習を通して理解し、<u>応急手当</u>ができるようにする。</p>
--	--

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説【保健体育編 体育編】

<p>第2章各科目 第1節 スポーツ概論 (4) スポーツの多様な指導法と健康・安全</p>	<p>〈参加者の安全の確保の仕方の例示〉</p> <p>事故の発生原因は、活動者以外にその原因が認められる外的な要因と、活動者本人にその原因が認められる内的な要因があること。</p> <p>外的な要因には、環境的な要因と人的な要因があり、環境的な要因への対応には、活動地域、活動場所、活動時間などによって生じる天候や気温等の変化に対して、雷などの発生を予見して危機回避をすること、<u>熱中症</u>に対する予防をすることなどが考えられること。</p> <p>人的な要因への対応には、スポーツ施設の目的外使用や活動場所の適正人数を超えた活動によって生じる事故、用具などの点検や整備</p>
--	--

	<p>不足、注意散漫や安全上の約束事の不履行による他者への過失などが考えられること。これらに対しては、活動場所の調整、安全点検、安全上の約束事の徹底などによって事故を未然に防ぐことが求められること。内的な要因には、体調不良時の無理な運動、自己の能力を超えた難易度の高い技術などへの不適切な挑戦、注意散漫によるものなどが考えられること。これらに対しては、体調不良時の運動量の調整や指導者への情報伝達の徹底、段階的な指導や安全上の約束事の徹底などによって事故を未然に防ぐことが求められること。</p> <p>参加者の安全の確保は、事故発生前、事故発生時、事故発生後に分けて対策を立てておく必要があること。その際、事故発生前には、事故防止マニュアルなどの作成によって、事故の予防及び発生時の対策を想定しておくことが求められること。事故発生時は、受傷者等の迅速な応急手当及び医療機関への連絡、他の参加者の二次災害の防止のための対応が求められること。事故発生後は、事故記録の作成、当事者への事故対応、関係機関への報告、事故発生原因の分析、再発予防の対策などが求められること。</p>
--	--

## 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成 29 年告示)

<p>第 1 章 総則</p>	<p>第 2 節 小学部及び中学部における教育課程の役割</p> <p>(3)学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、<u>健康で安全な生活</u>と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第 4 教育課程の役割と編成等</p> <p>6 全体的な計画の作成</p> <p>各学校においては、教育課程と、<u>学校保健計画</u>、<u>学校安全計画</u>などとの関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。</p>
---------------------	--

<p>第2章 各教科 第1節 小学部</p>	<p>〔体育〕1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題に気付き、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1)遊びや基本的な運動の行い方及び身近な生活における健康について知るとともに、基本的な動きや健康な生活に必要な事柄を身に付けるようにする。 (2)遊びや基本的な運動及び健康についての自分の課題に気付き、その解決に向けて自ら考え行動し、他者に伝える力を養う。 (3)遊びや基本的な運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。</p>
<p>第2節 中学部</p>	<p>〔保健体育〕1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1)各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。 (2)各種の運動や健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。 (3)生涯にわたって運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。</p>
<p>第6章 特別活動</p>	<p>小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ<u>小学校学習指導要領第6章</u>又は<u>中学校学習指導要領第5章</u>に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。</p>

# 特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年告示)

<p>第1章 総則</p>	<p>第2節 教育課程の編成</p> <p>第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割</p> <p>(3)学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、<u>健康で安全な生活</u>と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に依りて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第6款 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等</p> <p>(2)教育課程の編成及び実施に当たっては、<u>学校保健計画</u>、<u>学校安全計画</u>、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p>
<p>第2章 各教科</p>	<p>〔保健体育〕</p> <p>1 目標</p> <p>体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1)各種の運動の特性に応じた技能等並びに個人生活及び社会生活における<u>健康・安全</u>についての理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2)各種の運動や<u>健康・安全</u>についての自他や社会の課題を発見し、その解決に向けて仲間と思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。</p> <p>(3)生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>

第5章 特別活動	<p>特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、<u>高等学校学習指導要領第5章</u>に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。</p> <p>2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。</p> <p>3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。</p>
-------------	---

## 5 参考情報

### 参考①暑さ指数（WBGT）について（環境省）

#### 暑さ指数（WBGT）について

暑さ指数（WBGT）とはWBGT：Wet Bulb Globe Temperature

◆人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、  
気温、湿度、日射・輻射、風 の要素をもとに算出する指標



暑さ指数（WBGT）測定装置

#### 暑さ指数（WBGT）の算出

【算出式】WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度

- 乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。
- 湿球温度：湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に近づき、湿度が低い時に低くなる。
- 黒球温度：黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。

※気象庁データに基づいた、全国約840地点の暑さ指数の実況値や予測値が「環境省熱中症予防情報サイト

（<https://www.wbgt.env.go.jp/>）で公開されています。

#### 暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本スポーツ協会では「熱中症予防運動指針」、日本気象学会では「日常生活に関する指針」を公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJISZ 8504「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境」として規格化されています。

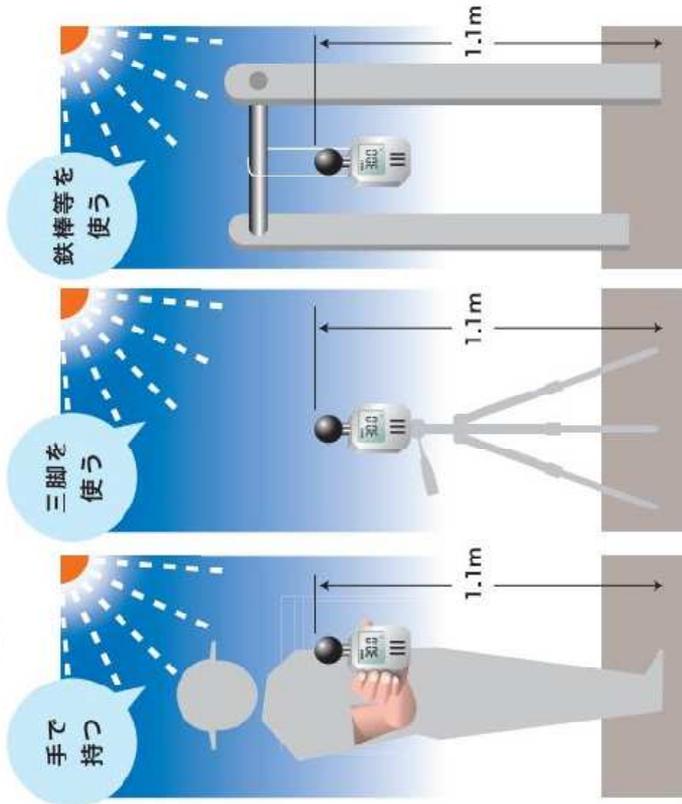
### 参考②暑さ指数に応じた活動の目安の例（文部科学省）

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止</b> 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	<b>厳重警戒(激しい運動は中止)</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	<b>警戒(積極的に休憩)</b> 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意(積極的に水分補給)</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

（「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和3年5月）」より）

※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

## 推奨する 屋外での測定方法



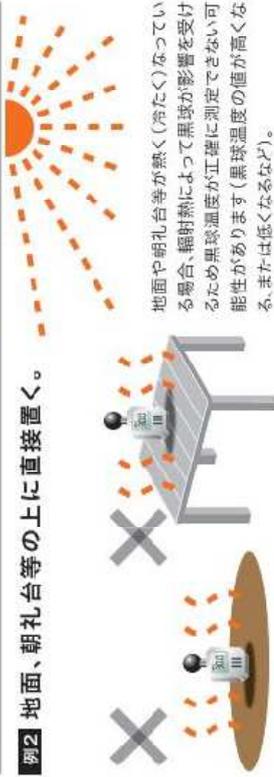
手で持って測定する場合は、黒球を握ったり、通気口をふさいでりせず、直射日光に当てる。

### ポイント

- ・黒球を日射に当てる(黒球が陰にならない)
- ・地上から**1.1m**程度の高さで測定
- ・壁等の近くを避ける
- ・値が安定してから**(10分程度)**測定値を読み取る

※屋外の計測は熱中症の危険性が高まるため、事前に水分補給をし、帽子を被り測定するようにしましょう。

## 正確に測定できない可能性がある測定方法



暑さ指数(WBGT)とは、熱中症を予防することを目的として提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度(C)で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゅ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。ISOでは $0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$ で定義されています(日向の場合)。

### 暑さ指数 (WBGT) とは?

**参考④暑さ指数（WBGT）計がない場合 ～暑さ指数（WBGT）早見表～**

WBGT は、実際に活動する場所で測定することが望ましいのですが、WBGT 計が、予算などの要因により校内に配備されていない場合には、活動場所に最も近い場所で公表されている WBGT の値を参考として用いることができます。

環境省では、熱中症予防情報サイトで、毎年夏季の全国各地の WBGT の値を公表しています。ただし、環境省で公表している値は、実際の活動場所での値ではありません。実際の活動の場は千差万別で、WBGT は熱中症予防情報サイトの推定値とは異なることに注意が必要です。それぞれの活動の場で WBGT を測定することが望ましいのですが、測定できない場合は少なくとも気温と湿度を測定して、暑さに対し十分な注意を払ってください。あくまでも参考値としての活用しかできないことに留意が必要です。

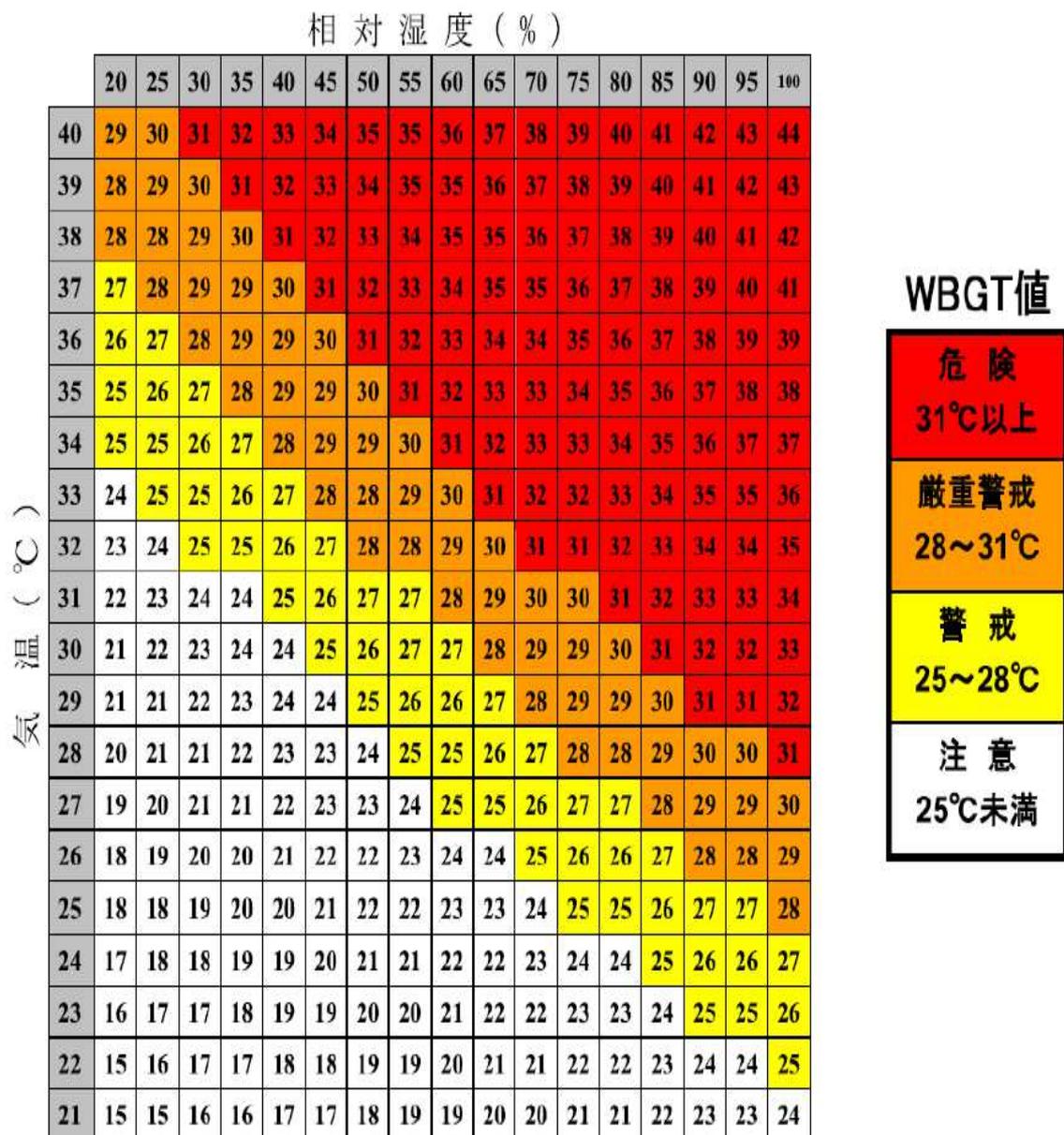


図2. WBGT と気温, 湿度との関係

参考⑤気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の概要

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える**年も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



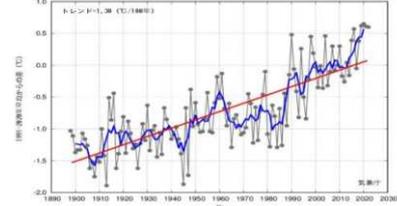
出典:人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	444人	1,581人
2019年	155人	1,224人
2020年	119人	1,528人
2021年	186人	755人

出典:令和4年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



出典:気象庁日本の年平均気温

■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正により措置
国の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で<b>熱中症対策行動計画</b>を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>熱中症対策実行計画</b>として<b>法定の閣議決定計画に格上げ</b> →関係府省庁間の<b>連携を強化</b>し、これまで以上に<b>総合的かつ計画的</b>に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ</li> </ul>
アラート	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省と気象庁とで、<b>熱中症警戒アラート</b>を発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から 現行「アラート」の告知画像</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行アラートを<b>熱中症警戒情報</b>として<b>法に位置づけ</b></li> <li>さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の<b>熱中症特別警戒情報</b>を創設（<b>新規</b>） →法定化により、以下の<b>措置とも連動</b>した、より強力かつ<b>確実な熱中症対策</b>が可能に</li> </ul>
地域の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的</li> <li>独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を<b>指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）</b>として指定（<b>新規</b>） →指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、<b>一般に開放</b></li> <li>市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を<b>熱中症対策普及団体</b>として指定（<b>新規</b>） →<b>地域の実情</b>に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底</li> </ul>

<施行期日>

- ・ 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日
- ・ その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

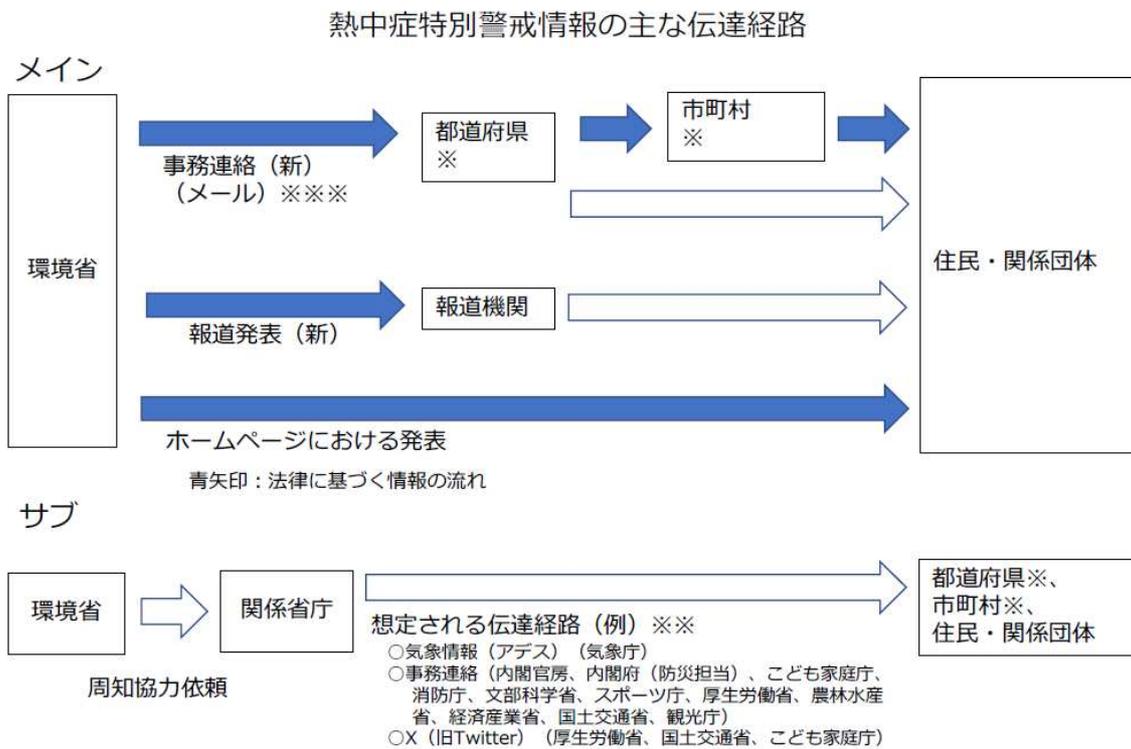
- ・ **警戒情報の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加  
→ 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

参考⑥熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)  <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, <b>R5:1,232回</b>	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)  <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が <b>33</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、 <b>全ての</b> 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <b>35</b> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合  (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫(現行は赤)	黒

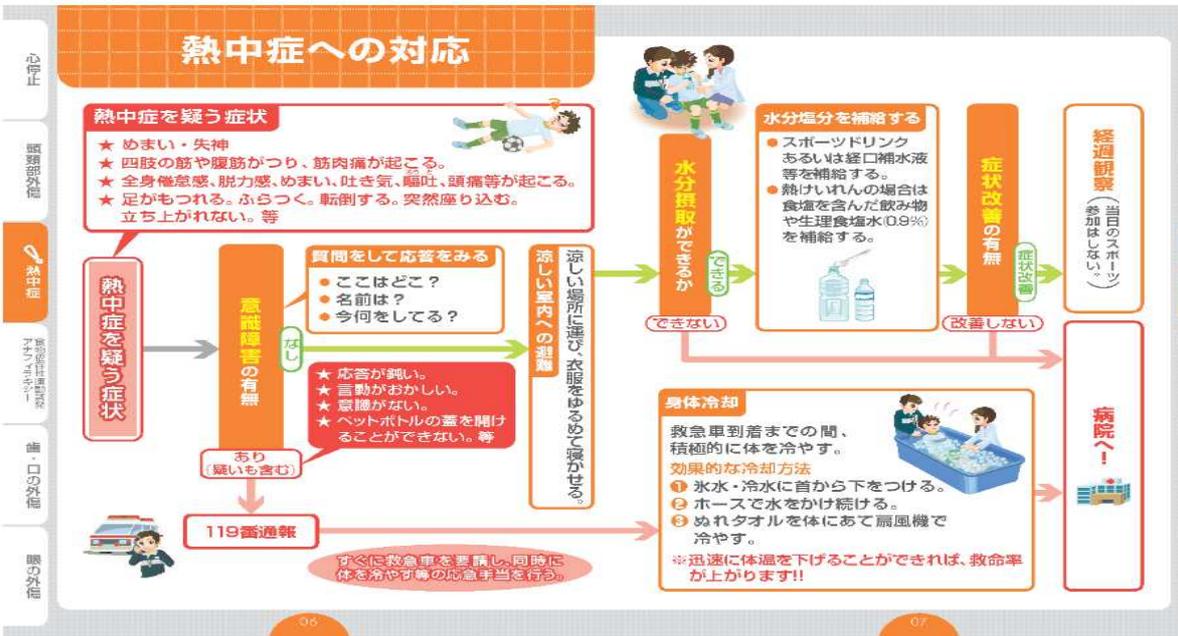
参考⑦熱中症特別警戒情報(一般名称:熱中症特別警戒アラート)の主な伝達経路



※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能  
例: 都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等  
※※様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。  
例: 気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。  
※※※環境省から都道府県への連絡については、該当都道府県のみならず近隣の都道府県を含む全国に注意喚起が必要なことから、事前に登録いただいた宛先にメーリングリストなどで送付

参考⑧熱中症対応フロー

熱中症



※独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック」

## 関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。